平成２５年（フ）第８５号
大分県別府市大字鶴見2214番地の１
債務者　後藤　秀文
１　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６７号
盛岡市長田町10番12号　コーポ高杉102号、旧住所盛岡市材木町２番20―303号
債務者　菅原　友和
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３０号
千葉県流山市東初石１丁目115番地の１　グリーンハウス202
債務者　藤井　義之
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第９９９号
名古屋市中村区松原町５丁目110番地の１
債務者　橋本由美恵
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５７号
名古屋市守山区中志段味東山島2072番地の２、住民票上の住所愛知県尾張旭市新居町山の田3214番地
債務者　水野　雅彦
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７３号
愛知県知多市新知字南惣作52番地の２　ファミールこんどうＡ―201
債務者　久保　真利
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５号
神戸市東灘区住吉本町１丁目11番14―305号
債務者　松尾誉志子
１　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１２１号
大阪市城東区放出西３丁目15番１―503号
債務者　田中千代子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３７号
大阪市西淀川区姫里１丁目22番２号
債務者　安田紀代子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２５号
大阪府豊中市利倉西１丁目３番１―106号、前住所大阪府豊中市利倉西２丁目17番１―222号
債務者　北川　徑子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９６号
大阪府東大阪市西鴻池町１丁目３番31号
債務者　大形真奈美
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３１号
大阪府豊中市永楽荘１丁目５番５号
債務者　林　　俊哉
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１９４号
大阪府守口市八雲東町１丁目４番７―203号
債務者　西田　俊治
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６９号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目13番26号ベルハイム栄町102号
債務者　村尾八惠子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１２号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目９番地の１　D12―515
債務者　南里美代子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３６９号
大阪府茨木市新郡山１丁目３番102号
債務者　池田　菊子
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７３号
大阪市平野区瓜破東２丁目９番４号　エル平野202
債務者　植田　麻也（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部